

発注者綱紀保持等の取り組みに対する協力依頼について

有資格業者の皆様へ

沖縄総合事務局開発建設部
コンプライアンス推進本部長

沖縄総合事務局開発建設部では、発注者としての関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者との応接にあたっては、国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底しておりますので、発注者綱紀保持及び国家公務員倫理の遵守について、ご理解とご協力をお願いいたします。

一 発注者綱紀保持の取り組みについて

- ・ 職員が事業者の皆様と応接するときは、オープンな場所での複数の職員で対応することを基本としております。
- ・ 事業者の皆様の営業のみでの執務室への出入りを制限させて頂いております。
- ・ 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から不当な働きかけ（例えば、未公表入札情報等の提供要請等）を受けたときは、これを報告、記録、公表することとしております。
- ・ 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思慮される事実を確認した場合の通報制度を設けております。

二 国家公務員倫理法等について

職員が「契約の相手方」、「許認可の相手方」等の利害関係者から、金銭、物品の贈与、飲食等のもてなし、無償でサービスの提供を受けることや利害関係者と麻雀・ゴルフ・旅行等を行うことなどは、国家公務員倫理法・倫理規程において禁止されております。